

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告 示	ページ
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定 (障害福祉課)	1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の業務の廃止の届出 (")	1
○特定農業用ため池の指定の解除 (農業基盤課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (治山林道課)	1
○基本測量の終了の通知 (3件) (用地対策課)	2
○道路の区域変更 (2件) (道 路 課)	2
○道路の供用開始 (2件) (")	2
○高知県収入証紙売りさばき人の業務の廃止 (会計管理課)	2
公 告	
○肥料の登録 (環境農業推進課)	3
○肥料の登録の有効期間の更新 (")	3
○肥料の登録の失効 (")	4
○普通肥料の検査の結果の概要 (")	4
○特殊肥料の検査の結果の概要 (")	4
○土地改良区の役員の就退任 (農業基盤課)	5
○土地改良区の定款変更の認可 (")	5

告 示

高知県告示第267号の2

くろまぐろ (30キログラム以上の大型魚に限る。以下同じ。)の漁船漁業による採捕の数量が、漁業法 (昭和24年法律第267号) 第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別 (令和6年4月1日から同年6月30日まで) の数量を超えてい

るため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和6年4月4日から同年6月30日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。

令和6年4月3日 (掲示済)

高知県知事 濱田 省司

高知県告示第286号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第54条第2項の規定により、育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関として次のとおり指定した。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	指定年月日
あいあーる訪問看護ステーション	安芸市本町二丁目4番9号	育成医療及び更生医療		令和6年4月1日

高知県告示第287号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則 (平成18年厚生労働省令第19号) 第63条第1号の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療を担当する指定自立支援医療機関から業務の廃止について届出があった。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定に係る自立支援医療の種類	育成医療又は更生医療に係る診療科において担当する医療の種類	業務の廃止年月日
訪問看護ステーション	南国市小籠941-20	育成医		令和

テーション野いちご		療及び更生医療	4年3月31日
-----------	--	---------	---------

高知県告示第288号

農業用ため池の管理及び保全に関する法律 (平成31年法律第17号) 第7条第5項の規定に基づき、特定農業用ため池の指定を次のとおり解除した。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

- 指定の解除をした特定農業用ため池の名称及び所在地 次のとおりとする。
- 指定の解除年月日 令和6年3月7日 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県農業振興部農業基盤課に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第289号

令和6年3月高知県告示第99号で告示した指定施業要件の変更予定に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の内容を関係町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

- 所在不明の森林所有者
 - 登記簿記載の住所 高知市宇津野28番地7
イ 氏名 大久保 吉通
 - 登記簿記載の住所 吾川郡吾北村清水下分1400番地
イ 氏名 川村 豊太郎
 - 登記簿記載の住所 吾川郡横島村横島29番屋敷
イ 氏名 池川 長吾
 - 登記簿記載の住所 吾川郡横島村今城47番地
イ 氏名 池川 定起
 - 登記簿記載の住所 吾川郡池川町大西620番地イ
イ 氏名 大山祇神社

(6)ア 登記簿記載の住所
高岡郡樺原村樺原丙1862番地
イ 氏名
上田 次郎

2 保安林の指定施業要件を変更する予定の通知の要旨
(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
次に掲げる告示で定めるところによる。
昭和41年2月農林省告示第133号
(2) 変更後の指定施業要件
立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第290号
国土交通省国土地理院長から令和5年8月高知県告示第548号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和6年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
令和6年4月16日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第291号
国土交通省国土地理院長から令和5年8月高知県告示第549号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和6年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
令和6年4月16日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第292号
国土交通省国土地理院長から令和5年8月高知県告示第550号(基本測量の実施の通知)で告示した基本測量が令和6年2月28日に終わった旨の通知があったので、測量法(昭和24年法律第188号)第14条第3項の規定により告示する。
令和6年4月16日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第293号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和6年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年4月16日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 須崎仁ノ
- 3 道路の区域

区 間	変更前	敷地の幅員	延 長
-----	-----	-------	-----

	後の別	(メートル)	(メートル)
須崎市浦ノ内西分字 金光寺676番1から 須崎市浦ノ内西分字 鹿ノ子越650番まで	前	16.7 }	134
	後	16.7 }	134
		25.1 }	
		48.6	

高知県告示第294号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
その関係図面は、令和6年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県中央東土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年4月16日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 北本町領石
- 3 道路の区域

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
南国市領石字四ツ松 282番から 南国市領石字四ツ松 285番5まで	前	14.5 }	2
	後	12.3 }	2
		14.5	
		12.6	

高知県告示第295号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和6年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県安芸土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年4月16日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 西谷田野
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
-------------	---------------	---------

安芸郡北川村長山656番1 から 安芸郡北川村長山659番ま で	72	令和6年4月16 日
---	----	---------------

高知県告示第296号
道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
その関係図面は、令和6年4月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
令和6年4月16日
高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 安満地福良
- 3 道路の区域

供 用 開 始 区 間	延 長 (メートル)	供用開始年月日
幡多郡大月町泊浦字弦場山 409番31	200	令和6年4月16 日

高知県告示第297号
売りさばき人が業務を廃止したので、高知県収入証紙条例施行規則(昭和39年高知県規則第28号)第4条第4項の規定により次のとおり告示する。
令和6年4月16日
高知県知事 濱田 省司

- 1 業務を廃止した売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
高知市棧橋通四丁目12-7
とさでん交通株式会社
代表取締役社長 樋口 毅彦
- 2 売りさばき所の所在地及び名称
(1) 高知市丸ノ内一丁目2-20 高知県庁1階
県庁パスポート窓口
(2) 四万十市中村山手通19 幡多総合庁舎2階
幡多パスポート窓口
- 3 廃止年月日
令和6年3月31日

公 告

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第7条第1項の規定により、次の肥料の登録をした。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第713号	消石灰	72.0防散消石灰	アルカリ分 72.0	普通肥料の公定規格中のその他の制限事項のとおり。	土佐石灰化工協業組合	南国市稲生1328番地	令和11年12月24日
高知県第714号	化成肥料	粒状パーマカリ526	く溶性りん酸 5.0 く溶性加里 26.0 内水溶性加里 20.0 く溶性苦土 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、公定規格のとおり。	多木物産株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地	令和12年3月12日

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新した。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第611号	炭酸カルシウム肥料	くみあい炭酸カルシウム	アルカリ分 53.0	その他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	令和12年1月19日

高知県第612号	〃	くみあい苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	〃	〃	〃	〃
高知県第613号	〃	くみあい粒状苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0 内く溶性苦土 10.0	〃	〃	〃	〃
高知県第659号	混合有機質肥料	50海草混合有機1号	窒素全量 4.0 りん酸全量 1.3 加里全量 1.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	〃	〃	令和12年1月22日
高知県第678号	消石灰	誠信70消石灰	アルカリ分 70.0	該当なし	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町南宿156番地1	令和11年4月25日
高知県第679号	〃	CCF70消石灰	〃	〃	シーシーエフジャパン株式会社	愛知県岡崎市市場町字東町13番地	〃
高知県第681号	炭酸カルシウム肥料	矢橋15苦土炭酸石灰	アルカリ分 53.0 可溶性苦土 15.0	含有を許される有害成分の最大量は、公定規格のとおり。	矢橋商事株式会社	愛知県西尾市和泉町133番地	令和11年8月22日
高知県第682号	〃	矢橋粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	〃	〃

高知県第683号	〃	誠信15苦土炭酸石灰	〃	〃	誠信産業株式会社	岐阜県羽島市足近町南宿156番地1	〃
高知県第684号	〃	誠信粒状15苦土炭酸石灰	〃	〃	〃	〃	〃

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第14条の規定により、次の肥料の登録は、失効した。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者		有効期限
					氏名又は名称	住所	
高知県第609号	消石灰	72.0防散消石灰	アルカリ分 72.0	該当なし	土佐石灰化工協業組合	南国市稲生1328番地	令和5年5月17日
高知県第680号	副産石灰肥料	43.0てんろ苦土石灰	アルカリ分 43.0 可溶性苦土 2.5	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は、普通肥料の公定規格のとおり。	株式会社古田産業	高知市五台山3983番地5	令和5年7月27日
高知県第685号	炭酸カルシウム肥料	矢橋粒状混合石灰	アルカリ分 50.0 可溶性苦土 10.0	〃	矢橋商事株式会社	愛知県西尾市和泉町133番地	令和6年1月19日

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、普通肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

令和6年2月分

肥料の種類等	保証票添付者	肥料の名称	検査の結果の概要				備考
			分析検査		保証票の検査	その他の検査	
			項目	指摘事項			
消石灰	田中石灰工業株式会社	65消石灰	主成分－AL				
炭酸カルシウム肥料	株式会社古田産業	粒状15苦土炭酸石灰	主成分－AL、S-MgO				
〃	東方工業株式会社	東方粒状炭酸苦土石灰	主成分－AL、S-MgO				

- 備考 1 「分析検査」欄及び「その他の検査」欄は、検査対象荷口全体を代表しうるようにより必要袋数（ばらの場合は、必要部位数）を抽出して検査した結果である。
 2 分析検査項目に係る指摘事項は、分析値と規格・基準値又は表示値とを比較した結果である。
 3 主成分の略号は、次のとおりである。
 AL－アルカリ分、S-MgO－可溶性苦土

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第30条第7項の規定により、特殊肥料の検査の結果の概要を次のとおり公表する。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

令和6年2月分

特殊肥料の指定名	生産（輸入又は販売）届出業者	届出名（商品名）	検査の結果の概要		備考
堆肥	社会福祉法人本山育成会	EMリサイクル肥料（生発酵）	TN	3.44%	
			TP	2.10%	
			TK	1.01%	
			C/N	5.4	
			水分	13.7%	
〃	株式会社竹産	竹チップ醗酵肥料	TN	0.10%	
			TP	0.05%	
				未満	

			TK 0.09%
			C/N 94.1
			水分 62.8%
草木灰	高知おおとよ製材株式会社	灰テクパウダー	As 5mg/kg未満 Cd 1.3mg/kg Hg 0.2mg/kg未満 Ni 31mg/kg Cr 58mg/kg Pb 10mg/kg未満

- 備考 1 主成分の略号は、次のとおりである。
 TN-窒素全量、TP-りん酸全量、TK-加里全量、C/N-炭素窒素比、水分-水分含有量、As-ヒ素、Cd-カドミウム、Hg-水銀、Ni-ニッケル、Cr-クロム、Pb-鉛
- 2 分析値は、原則として現物当たりの数値である。

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、中村国営土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の出がであった。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司

役名 氏名 住所

(退任)

監事 沖 延年 四万十市井沢137番地

(就任)

監事 安田 啓 四万十市竹島233番地2

~~~~~  
 土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、南国市田村堰井筋土地改良区の定款の変更を令和6年4月2日に認可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、高知県知事となる。）、当該認可の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年4月16日

高知県知事 濱田 省司